

指定訪問介護事業所

(指定介護予防訪問サービス、指定生活支援訪問サービス)事業

運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社らぼおるが設置するケアサービスつぼみ(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護(指定介護予防訪問サービス、指定生活支援訪問サービス)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の訪問介護職員等が、要介護状態(要支援状態、事業対象者)にある利用者に対し、適正な訪問介護(介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 訪問介護予防訪問サービス事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防訪問サービス計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4 指定生活支援訪問サービス事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 業務の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスと提供する者の連携に努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業人に対して、研修を実施するとの措置を講じるものとする。

7 指定訪問介護および指定生活支援訪問サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関係情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 4項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第28号)及び「神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防適所サービス事業者の指定に関する要綱」(平成29年1月1日神戸市保険福祉局長決定)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第二者への委任は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 ケアサービスつぼみ

(2)所在地 神戸市中央区熊内橋通6丁目1番19号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名 (常勤職員[サービス提供責任者と兼務])

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)サービス提供責任者 5名

(うち1名常勤職員[管理者と兼務] うち3名常勤専従、うち1名非常勤専従)

・訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成。変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護の能力や希望をふまえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3)訪問介護員32名(非常勤・専従職員[登録型] ただし業務の状況により増減することができるものとする。)

※人員等に関する基準等を定める条例に規定する人員以上とする)

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供に当たる。

(4)事務員 1名(非常勤1名)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から翌1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前9から午後6時までとする。

(3)サービス提供日 月曜から金曜日。ただし祝日、12月30日から翌1月3日までを除く。指定訪問介護においては365日(閏年は366日)

(4)サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。ただし指定訪問介護においては(2)の時間外は応相談とする。

(5)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1)訪問介護計画の作成

(2)身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴。身体整容

③体位変換

- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体の介護

(3)生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(4) 医療的ケアに関する内容

- ①喀痰吸引
- ②胃ろう
- ③その他必要なケア

ただし上記ケアにおいては認定特定行為業務従事者名簿に記載された従業者のみとする。

(指定介護予防訪問サービスの内容)

第8条 指定介護予防訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1)介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。
- (2)介護予防訪問介護費(Ⅰ)…1週に1回程度
- (3)介護予防訪問介護費(Ⅱ)…1週に2回程度
- (4)介護予防訪問介護費(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの利用料金等)

第9条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または神戸市が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または神戸市が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは利用者から介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定めうる通常の事業の実施地域を越え行う事業に要する交通費は公共交通機関を利用の場合、利用者又はその家族に対し、実費を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書を署名(記名押印) を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 7 正当な利用がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
 - (1) 訪問予定時間の前日18時までに連絡し、キャンセルした場合 無料
 - (2) 訪問予定時間の前日18時までに連絡をせずに、キャンセルした場合1,000円

なお介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービスについては、月額定額報酬のためキャンセル料は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、神戸市中央区、灘区、**東灘区**、兵庫区、**長田区**の全域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理を行う。

2 本事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**を定期的に開催するとともに**、その結果について、従業者に周知徹底を図る。(テレビ電話装置等を活用)
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対処方法)

第12条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供により賠償するべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスに關し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は改善を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとす。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の**発生又はその再発の**防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) **虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用する)を定期的に開催するとともに**、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待を防止するための方針の整備

(3)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(4)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束 等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(研修による計画的な人材育成)

第16条 事業者は、適切な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が提供できるように従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第17条 事業者は、その提供する指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービス質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力 団等の影響の排除)

第18条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2)事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3)事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条本事務所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1か月以内

②(2)継続研修 年3回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

5 事業所は、適切な移動支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクハラ)又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(パワハラ)妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントまたはこれらに類する侵害行為等のハラスメント行為により、他の従業員により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社らぼおると事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規定は、平27年8月1日から施工する。

改定

1 平成30年8月1日一部変更

2 平成31年1月1日一部変更

3 令和3年4月1日一部変更